

東と弁往來

第47回 法テラス鱒ヶ沢法律事務所



事務所玄関前にて



事務所外観

青森県弁護士会会員 小澤 博之 (64期)

2011年12月 弁護士登録、2012年10月 東京弁護士会入会、
2013年2月 青森県弁護士会に登録換え、現在に至る

法テラス鱒ヶ沢法律事務所
(青森県西津軽郡鱒ヶ沢町)

1. はじめに

私は東京パブリック法律事務所で養成を受けた後、2013年2月に法テラス青森法律事務所へ赴任しました。

その後、青森県内で4つ目の法テラス法律事務所が鱒ヶ沢町に開設される運びとなり、2015年12月末の青森での任期満了を前に、同年7月1日の事務所開設と同時に、法テラス鱒ヶ沢法律事務所へ赴任することとなりました。

開設当初より、弁護士1名、事務職員2名という体制で執務を行っています。

2. 鱒ヶ沢町について

「あじがさわ」と読みます。公式には、「鱒」ではなく、「鱒」の漢字表記になります。

青森県の西海岸（日本海）に面し、同県の最西端にある深浦町の東側に位置しています。

北は日本海に臨み、南には世界自然遺産「白神山地」を有する自然の美しい町です。

鱒ヶ沢で最も有名なものと言えば、「わさお」でしょうか。ブサかわ犬として全国的にも有名になり、わさおの住まいには、毎日、県内外から観光客が詰め



わさお

かけています。

青森県全体がそうですが、特に鱒ヶ沢は相撲が盛んな地域で、舞の海さん等も鱒ヶ沢のご出身です。

また、鱒ヶ沢を走る五能線は、日本海の海岸沿いの絶景を走るもので、「乗ってみたいローカル線ランキング」で常に上位に入ると言われています。鉄道ファンならずとも一度は乗ってみたいと言われる「リゾートしらかみ」が特に人気です。

春は山々の新緑、夏は日本海での海水浴、秋は溪流の紅葉、冬はスキーというように、1年を通じて自然との触れ合いを楽しむことができる町です。

鱒ヶ沢町の現在の人口は、10,625人（2016年5月末現在）です。青森県全体として人口減少・高齢化の問題を抱えていますが、鱒ヶ沢町においても同様のようです。

3. 裁判所管轄について

鱒ヶ沢に簡易裁判所があり、簡裁事件があれば、事務所から車で10分程の簡易裁判所に出廷することになりますが、受任事件の中で、簡裁事件は（今のところ）あまりありません。

鱒ヶ沢町を管轄する地家裁は、鱒ヶ沢町の隣の隣（東方）に位置する五所川原市にある、青森地方・家庭裁判所五所川原支部です。車で40分程、冬場なら強烈な地吹雪が舞う道路を（恐る恐る）走って、それ以上の時間がかかります。

刑事の身柄事件では、被疑者は同市にある五所川原署に勾留されるため、接見等に行く場合も同じ道程を進みます。

鱒ヶ沢と五所川原の間には、青森県内でも有名な地吹雪地帯があり、移動の際にはそこを通らざるを得

ず、運悪く地吹雪に遭遇したら、その間は冷や汗ものです（青森に来て、運転中に初めて地吹雪に遭遇した時には、「生きた心地がしない」とはこういうものかとしみじみ感じたものでした）。

青森市にいた頃は、裁判所も警察署も全て徒歩10分程の圏内にあったため、移動も徒歩で足り、時間もさほどかかりませんでした。鱈ヶ沢に来てからは常に車での移動を余儀なくされ、移動にも時間を要します（東京にいた頃に比べ、車の運転は上達したと自負していますが、歩く量（イコール運動量）はめっきり減っています）。

4. 法テラス鱈ヶ沢法律事務所の事業

昨年7月1日に司法過疎対策として設置された法テラスの「7号事務所」（今年7月1日より「4号事務所」から名称変更）で、現時点で、全国で最も若い法テラスの法律事務所です。

青森地裁五所川原支部管轄内では、五所川原市内にひまわり基金法律事務所を含めて4つの法律事務所がありますが、それよりも西方には法律事務所が1つもありませんでした。その西津軽地域の方々が司法へアクセスできるようにするために、鱈ヶ沢事務所が開設されました。

一昨年、青森法律事務所に在籍中、当時の法テラス青森地方事務所事務局長と各関係機関を訪問し、その際に、車で鱈ヶ沢や隣の深浦町を走っていた際に、「ここから五所川原まで法律相談を受けに行くというのは、高齢者等にとって、特に冬場はすごく大変ですよね」という話をしていました（当時は、鱈ヶ沢に法テラスの法律事務所が設立されるということ、ましてそこに自分が赴任するということは、全く想像していませんでした）。

7号事務所ということで、有償事件の相談・受任も認められていますが、相談・受任する事件の大多数は、民事法律扶助制度を利用している事件となっています。



鱈ヶ沢漁港



事務所から望む岩木山

高齢化や特に若者の人口減少が進んでいるという背景もあってか、成年後見に関する相談や裁判所からの選任も多くなっています。

弁護士登録するまでは、成年後見というのは司法試験の短答試験で出てくる程度で、その実務の実態は分かっていなかったというのが正直なところですが、養成時代に後見（保佐）事件のお手伝いをさせていただき、赴任前にその全体像を把握できたことが、今、非常に役立っています。

事務所としては、民事法律扶助制度の出張法律相談にも力を入れたいと考えています。法律事務所が1つできたとは言え、事務所まで行くことにも困難がある高齢者や障がい者の方々もいらっしゃるから、民事法律扶助制度を空洞化させないためにも、今後、出張相談の重要性が高まると考えられます。

5. 終わりに

私はそもそも青森には縁もゆかりもありませんでしたが、そこで任期を更新して2期目に入っています。

母が山形県出身であり、また、スタッフ弁護士の中でも、暖かい地域は人気があるけど、寒い雪国にはあまり行きたくない（北海道は除く）と聞いたことがあって（真偽は不明ですが）、敢えて東北を選択肢の1つとして希望したところ、青森に赴任することになったというのが実情ですが、現在も含めてこの3年半、非常にやりがいのある仕事をさせていただいていると実感しています。

他のスタッフ弁護士やひまわりの弁護士の話を聞いても、やはり各自がそれぞれの地域で自然や食べ物、人との触れ合い等を満喫しつつ、都市部の若手ではなかなかできないであろう仕事をして、充実した日々を過ごしている様子がかがえます。

過疎地や地方で働くことに関心のある方、司法アクセスの解消のために働きたいという強い意欲をお持ちの方は、是非とも、手を挙げてその希望を実現させていただきたいと強く思っています。